

2019年

八王子市民放射能測定室「ハカルワカル広場」

総会報告

総会議事録

日時: 2019年6月1日(土) 10時~10時50分

場所: ハカルワカル広場

出席者数: 19名(出席者氏名省略)

【議事】

全体司会 村松智子

1. 開会挨拶(西田)

2012年1月開設以来、皆様のご支援のおかげで継続してきました。今年度から4月から翌年3月までの年度活動に切り替えました。これからも長く活動を続けていきたい。

2. 2019年度役員・事務局メンバー紹介(西田)……承認された。

・役員:

- ・西田照子(代表・総務担当)
- ・相澤武子(会計担当)
- ・小林恵美(会計監査)

・事務局メンバー:

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・西田照子(代表・総務担当) | ・相澤武子(会計担当) |
| ・二宮志郎(測定全般アドバイザー) | ・鶴飼暁(IT担当) |
| ・樋谷正勝(名簿担当) | ・鈴木映子(イベント担当) |
| ・佐々木晃介(総務・広報担当) | ・石井暁子(会報担当) |

・金子恵子(会計担当)(事務局外)

3. 議長選出

推薦により金山邦子さんが選出された。

4. 2018年度の活動報告(西田) 総会資料(1)を参照

5. 2018年度決算報告(相澤) 総会資料(2)を参照

6. 2018年度監査報告(小林)

7. 質疑応答

* (意見) 安定ヨウ素剤配布要求請願について, 賛成する議員に投票することが重要だ。
(議長) 2018年の活動報告, 決算, 監査が拍手で承認された。

8. 2019年度活動方針案説明(鈴木) 総会資料(3)を参照

9. 2019年度予算案説明(相澤) 総会資料(4)を参照

10. 質疑応答

(議長)2019年度活動方針, 会計年度予算が拍手で承認された。

11. 閉会挨拶(鈴木)

(文責 樋谷正勝)

以上, この議事録が正確であることを証します。

2019年6月7日 代表 西田照子
議長 金山邦子

——総会終了後, 意見交換会開催(11時から)——

- ・ピースライブの公演を実施してみてもどうか?
- ・過去の膨大な測定データをマッピングなど見える化して活用できないか。
- ・ラジログウォーカーのデータマッピングがうまく出来ない。
→改良してできるようにしたい。
- ・ゼオライトのデータをマッピング, ビジュアルできないか。
→測定地点別に見えるようにHPで公開している。
- ・測定室に来ない人に実態を知らしめる方法はないか。大学のサークル等につてはないか。
- ・ヨウ素剤配布について: 政府の指針が変わってきている。継続的に働き続けてほしい。
- ・市議会に傍聴に行きましょう。議員へ市民が監視しているというアピールをしてほしい。市議会に行こうというパンフレットを作ってはどうか。
- ・山菜ツアーやハゼ釣りツアーなど, 検体を集めるツアーをしてはどうか。
- ・質問: ハカルワカル広場と行政との関係は?
→市との接点はほとんどないが, 市の職員にはもっと情報を提供していきたい。

総会資料(1)

2018年度活動報告(2018.1.1～2019.3.31)

1) 測定活動

1. 検体349件を測定。(2018年 274件, 2019年 1～3月 75件)その全測定データの公開(ホームページに即日公開)
(参考:2012年度 1280件, 2013年度 927件, 2014年度 446件, 2015年度 415件, 2016年度 324件, 2017年度 318件)
公開シート上, インターネット上で測定データへのコメント。単に機械が出す数値を出すにとどまらないレベルの(スペクトルを含む)データ公開。
2. 定点観測(公園, 個人宅など, 会員モニターによる)
3. 微量放射能洩れ監視プロジェクト
セシウムが凝縮され易い雨どいの下にゼオライトを置き, モニターのご協力により, 1, 2ヶ月に1回測定し, 放射能の微量洩れを監視するプロジェクトを2015年よりスタート, 継続中。
(モニター登録人数は2019.3.31現在29人)

2) 啓発活動

1. 福島ツアーの実施
2018年6月16～17日の1泊2日で実施, 参加者25名。中型バスを貸切り実施。高木千恵子さんに一般的な案内をお願いし, 途中から和田央子さんとも合流して, 檜葉遠隔技術センター, 富岡町最終処分場, 浪江町仮設焼却施設, 放射能測定センター南相馬, 希望の牧場などを訪れた。また宿泊先の双葉屋旅館内で現地の方の実状を聞きました。途中, 帰還困難区域でも車での通過が許可されている国道8号線や常磐高速道では線量計が鳴り止みませんでした。今後福島とどう関わっていけば良いのかきっかけが見えたツアーでした。
2. ハカルワカル映画会の実施
 - ・第18回ハカルワカル映画会:2018年3月3日「私の終わらない旅」を北野市民センターホールにて上映。坂田雅子監督作品。フランス, マーシャル諸島, カザフスタン, 福島…。核に翻弄される人々を訪ね, 兵器と原発という二面性をもつ核エネルギーの本質を探る。上映後ノーベル平和賞を受賞したICANを応援された恵泉女学園大学の上村英明教授をお迎えし「核をさまざまに考える」というトークセッションを行い好評でした。
 - ・第19回ハカルワカル映画会:2018年10月6日「原発の町を追われて」をハカルワカル広場にて上映。堀切さとみ監督作品。福島原発事故で全世帯が避難勧告を受けた双葉町。埼玉県加須市で避難生活を始めた原発避難民を追いかけて, そこで生きる人々の苦悩を3部作で記録したドキュメンタリー作品。
3. ハカルワカル広場特別企画開催
 - ・中村敦夫出演による朗読劇「線量計が鳴る」:2018年12月2日北野市民センターホールにて開催。
原発の町で生まれ育ち, 原発で働き, 原発事故ですべてを奪われた年老いた元原発技師は謎解きの旅に出る。作・演出・主演のすべてを中村敦夫さんが担うひとり語りで, 原発が作られた経緯や仕組み, 福島事故の実態, また原発を動かしている本当の理由, 利潤に群がる「原子カムラ」の関連図が浮き彫りにされる。当日は満席で非常に好評だった。

4. 安定ヨウ素剤配布会

- ・医師山田真さん他の協力によるヨウ素剤配布会実施：2018年11月10日ハカルワカル広場にて実施。
小児科医山田真さんから安定ヨウ素剤が提供されて行った。

5. 定例お茶会の実施(担当:西田他)

原則、毎月第一土曜日に開催し、今年度は企画講演会、映画会などと重なる時を除き、9回実施した。
前月の測定データの復習(担当:二宮)と、テーマとレポーターを決め、テーマごとの学習を深めた。

各定例お茶会のテーマは、

(2018年)

- ・1月13日 :「持続可能な生活～ボランティアを通じて伝えたいこと～」(説明:小林恵美)
- ・4月7日 :「原発の町で声を上げて」(講師:浜岡原発を考える会 伊藤 実)
- ・5月12日 :「原発関連映画試写会」
- ・6月2日 :「福島ツアーの事前学習」
- ・7月7日 :「福島ツアーの反省・報告会」
- ・9月1日 :「原発輸出を考える」(担当:鶺鴒)

(2019年)

- ・1月12日 :「福島の子どもの甲状腺がんについて」(講師:OurPlanet-TV 白石 草)
- ・2月2日 :「ヒバクシャ地球一周証言の航海に参加して」
(講師:八王子平和・原爆資料館共同代表 上田紘治)
- ・3月2日 :「ウラニウムから見える「核問題」」(講師:恵泉女学園大学教授 上村英明)

6. 出張講演, 説明会, 測定会の実施。

- ・昭島交流会:3回(2月7日, 6月13日, 12月13日)昭島市昭和会館で昭島在住の方々と交流。ハカルワカル広場での測定結果, 会報の紹介, ヨウ素剤配布実施, 原発の現状などを説明し交流を深めた。
(担当:佐々木)

3) 広報・宣伝活動

1. 会報の発行 年4回維持会員に向けて郵送。測定データの報告と解説。外部からの寄稿, 活動報告, 維持会員の声などを掲載。(担当:石井, 佐々木, 西田)
2. ホームページ(担当:二宮, 鶺鴒), ボランティアBBS を通して活動を案内, 報告。新聞折り込み(映画会の宣伝), 市報への映画会の案内掲載など。
3. イベント(映画会, 見学ツアー)の実施。(担当:鈴木, 榎谷)
4. フェイスブック, ツイッターに活動の広報(担当:佐々木, 相澤, 石井)

4) 組織運営

1. 事務局体制による運営(月1回の事務局会議開催)
2. 会計による会計事務(支払い, 交通費支給, 維持会員更新の案内郵送など)(担当:相澤, 金子)
3. 維持会員, ボランティア拡大活動
(維持会員194名, ボランティア登録数26名, 実際にシフトに入っている人23名, 2019.3.31現在)
4. IT(ホームページ, 予約・シフトカレンダー)の維持・管理
5. 名簿管理, 整理など(担当:榎谷)
6. 手づくりグッズ(マカロンなど), 静岡茶販売, その他の寄付によるグッズの販売による資金作り

5) 個人活動、他団体・グループへの支援及び交流

1. 放射線量測定装置 (Radilog Walker), 測定器(TC300, TC200)を貸し出し, 市民, 他団体に協力。
2. 原発反対八王子行動(金八デモ)への協力(HPIに情報掲載, 電話問い合わせに対応)。
3. ふくはち(福島子ども支援八王子), 「まなび・つなぐ広場」の活動を支援, 協力。
4. 浜岡(浜ネット), ちくりん舎, たまあじさいの会などの他の団体, 測定室との交流, 協力, 支援。

6) 行政への働きかけ

・「安定ヨウ素剤を全市民に配布要求の請願」を行って

2018年11月に行った「安定ヨウ素剤配布会」に関連して, 2019年2月19日, 八王子市議会に「安定ヨウ素剤を全市民に配布して下さい」という請願をハカルワカル広場として提出した。それからの3週間, 賛同署名を必死で集めた。会員さんを中心に呼びかけると次々と速達を含む郵送で賛同署名が届いた。「とても大切なことをしてくださりありがとうございます!」と言って, 熱心に集めてくださる方たちに心底励まされた。結果的にわずか3週間で1627筆を集めることができた。

しかし, 八王子市議会の厚生委員会では「趣旨は理解するが反対です」との意見で, 自民, 公明, 市民クラブ5名の反対, 共産党, 生活者ネット2名の賛成で不採択であった。続く本議会では反対討論は全くなく賛成討論だけが行われ, 採決では反対27名, 賛成8名で不採択であった。欧米では原発の稼働に対しては甲状腺がんの予防薬として, 安定ヨウ素剤を常備することは常識であり, 子供の命を守る観点からなぜ全会一致の採択がされないのか, 大きな疑問を持った。

ただ, もっとやれることはあったという反省は残った。甲状腺がんの予防薬としてヨウ素剤が有効だという話をもっと市の行政, 自民, 公明党に対してもしていくべきであったし, 準備期間を長くとるべきであった。しかし, 不採択ではあったが, 署名活動を通して, 「ヨウ素剤のことを知らなかった。子どもを守るためにもっと原発のことを学びたい」という意見に代表されるような, いわば, 脱原発運動の外にいる市民と対話できたことは大きな成果であったと思う。(西田)

・消費者庁の食品に関するリスクコミュニケーションに参加

2018年11月12日, 消費者庁, 厚生省, 農水省, 内閣府食品安全委員会主催のリスコミに消費者代表として登壇した。福島医大の佐藤久志講師による基調講演では「自然界にも自然放射能があり, 人間は自然放射線に囲まれて生きている。原発による低線量被ばくはそれほど気にしなくてよい」との報告がされた。後半のパネルディスカッションでは, 西田は「事故で受けた被ばくは無用の追加被ばくである。さらに, 原発事故で放出された放射性物質は原子炉の中でできた人工放射能である。体内でのその挙動は解明されていない。一度検査体制を止めると再構築は困難であるので検査の続行が必要である。特に水産物の測定は市民測定所では難しいのでしっかりと続けてほしい。」との意見を主張した。

八王子市民放射能測定室(ハカルワカル広場)規約 2015/2/7改訂

第1条(名称)この会は「八王子市民放射能測定室」(以下「測定室」という)という。

第2条(所在地)本測定室は、八王子市八幡町5-11 八中ビル2Fにおく。

第3条(目的)市民(八王子市民に限らない)、とりわけ子どもたちを放射能の内部・外部被ばくから守るため、食品などの放射能測定を行い、市民と子どもたちの未来を守ることを目的とする。また、測定値は原則として公表し、その結果を市民と共有する。

第4条(事業内容)上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 食品などの放射能測定を行い、原則として公表する。
- ② 会報の発行・学習会の実施・情報の提供などを行う。
- ③ 必要に応じて行政や生産者などへの働きかけを行う。
- ④ その他目的を達するために必要と思われる事業を行う。

第5条(構成員)この会は、上記の目的に賛同する個人会員及び団体会員、および測定ボランティアによって構成される。

第6条(会費)会費の種別を会員・学生会員・団体会員とし、以下の額とする。

- ①会員 年1口6,000円
- ②学生会員 年1口3,000円
- ③団体会員 年1口10,000円

第7条(測定ボランティア)測定ボランティアは測定とその他運営に必要な業務を行う。また随時研修を受講し、正確な測定ができるようにする。

第8条(組織)上記の事業内容の遂行のために、次の組織を置く。

- ① [総会]本測定室の運営にかかわる方針は、年一回開催する総会で決定され、運営委員会に委嘱される。総会の議決は総会出席時の構成員の過半数をもって決定する。
- ②[運営委員会] この会の運営は、会員および測定ボランティアによって構成される運営委員会の協議により進められる。日常的運営のために事務局を置く。

第9条(役員)運営委員会には次の役員を置く。

代表(3名まで) 会計(1名以上) 会計監査(1名)

第10条(規約の変更)必要な規約の変更は総会に諮って変更できる。

第11条(臨時総会)代表の要請により臨時総会を開催できる。

付則1 この規約は2012年1月1日より施行する。

付則2 本改定版は2015年度2月7日より施行する。